

平成 31 年度 予 算 総 会 資 料

日 時 平成31年3月14日(木) 受付 午前 9:30

場 所 赤 羽 会 館

北区赤羽南1-13-1 TEL 03-3901-8121

一般社団法人 東京都医薬品配置協会

東京都台東区下谷1-13-10苗木ビル301

電 話 03(5830)7131

※ 当日この資料を必ずご持参下さい。

スロージャン

- ◆ 先用後利の精神に則り都民の保健衛生向上に寄与しよう。
- ◆ 配置薬によるセルフメディケーションを推進し、地域医療に参入しよう。

◇ 式次第 ◇

午前の部 予算総会 午前10:00～

平成31年度 予算総会

司会 高見理事

(1)開会の辞

室井副会長

(2)会長の挨拶

小川会長

(3)議事録署名人選出

司会者

(4)議長選出

司会者

(5)議案

第一号議案 平成31年度 事業計画案承認の件

岩瀬副会長

第二号議案 平成31年度 予算案承認の件

岡田会計理事

第三号議案 その他

岩瀬副会長

(6)閉会の辞

室井副会長

午後の部 資質向上講習会 11:45 受付 開始12:00～16:30

内容 ◎平井政己先生 元独立行政法人医薬品医療機器総合機構品質管理部

第6章 リスク区分等の変更があつた医薬品について

第7章 配置販売業者に求められる理念 倫理・関連法規

◎今泉眞知子先生 元東京都病院薬剤師会 副会長

第1章 医薬品に共通する特性と基本的知識

第2章 人体の働きと医薬品

第一号議案

平成31年度事業計画

(平成31年4月1日～平成32年3月31日)

本会は一般社団法人として、本会定款の定めにより次の事業を行う。

- 重点事業 ● 会員の倫理、資質向上。登録販売者(法的資格)のための事業。
● 薬事知識の普及啓発と保健衛生向上のための事業。
● 薬務行政に対する協力事業。
● 配置薬業向上改善に関する事業。

1. 会員の指導教育に関する事業

会員の職能水準向上のため、一般社団法人全国配置薬協会所定の生涯教育規準に基づき次の教育、講習を行う。

(1) 資質向上義務化対策講習会(身分証申請に合わせて1月～12月で実施)4月26日、6月14日(決算総会時)、3月(予算総会時)の3回実施。他予備日1回。協会ホームページにて一般の方々にも告知し、受講可能とする。

(2) 臨時講習会 副作用情報、その他緊急を要する場合、必要に応じて実施する。

(3) 東京都委託による講習会 年度内に1回実施。実施日、会場未定。

(4) 通信教育(会員のみ受講可)

通信教育実施予定 ① 申し込み受付 6/20～6/30(予定) ② テキスト発送 7/17～7/27(予定)

③ 勉強実施日 テキスト着後～9/10 ④ 回答用紙返送 9/10～9/20 必着(予定)

⑤ 添削 09/21～9/30(予定) ⑥ 会員へ成績返却 11/1～11/11(予定)

(5) 会員の倫理、資質向上の励みとして、優良配置業者表彰、永年勤続者表彰を行う。また、薬事衛生及び各事業の推進に貢献した会員には東京都薬事功労賞の推薦を行う。

2. 都民に対する薬事知識の普及啓発と保健衛生に関する事業

(1) 消費者向け情報開示 既存ホームページの必要箇所更新。また、医薬品等の安全性情報等も開示する。

(2) チラシ、パンフレット等の配布 チラシ、パンフレット等を作成、又は行政 当局からの資料の交付を受け、関係者に配布。

3. 薬務行政協力事業

(1) 麻薬、大麻、覚せい剤等撲滅運動、社会福祉事業に対する協力。一般家庭との密着度の高い本業の特性をいかして、回商時配置員のロコミ、その他チラシ等を配布する。また、東京都主催麻薬撲滅運動大会への参加、啓発運動への協力。

(2) 献血協力事業 献血人員の増加と成分献血の推進を計る。実施日 事業年度に1回～2回「薬と健康の週間」内である10月 第2または第3日曜日に業界内全国一斉献血協力(実施予定場所:新宿)

4. 相談事業

(1) 消費者電話相談 本会事務所にて一般都民より配置業に対する相談、苦情に随時応じ、消費者と配置業者の連絡窓口とする。

5. 代行申請業務

- (1) 東京都への配置従事者身分証明書(継続)交付申請の代行業務を当協会にて行う。
- (2) 今年度は代行業務にかかわる手数料は無料とする。

6. 上部団体会議

- (1) 全国配置薬協会会議 配置販売業に関わる情報交換。国の行政指導等、又は業界内外の実情等についての会議。
- (2) 関東ブロック会議 関東地方における配置販売業者に関わる情報交換。

7. その他の事業 その他、単発に行われる事業。

収 支 予 算 書 (案)

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(第40期)

科 目	予 算 額			備 考
	31年度予 算	30年度予 算	比較増減	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)会費収入	4,290,000	4,690,000	△ 400,000	甲会員 22,000×95名
①会費収入	4,290,000	4,690,000	△ 400,000	乙会員 20,000×110名
(2)受諾事業収入	557,000	557,000	0	
①全配協補助金	50,000	50,000	0	
②全配協還付金	300,000	300,000	0	資質向上対策費としての還付金
③東京都委託金	207,000	207,000	0	全業者・従事者対象薬事講習会(年 1回の事業委託)
(3)受講料収入	740,000	1,150,000	△ 410,000	会員:甲・乙共 2,000円×90名×3回 通信教育(会員のみ受講可)→甲・乙 共 4,000円×50名
①資質向上対策講習会受講 料	740,000	1,150,000	△ 410,000	
(4)雑収入	2,000	1,454,200	△ 1,452,200	
①受取利息	1,000	1,000	0	
②雑収入	1,000	1,000	0	
③定期預金取り崩し収入	0	1,452,200	△ 1,452,200	
事業活動収入計	5,589,000	7,851,200	△ 2,262,200	
2. 事業活動支出				
2-1.事業費支出合計	3,065,800	4,347,800	△ 1,282,000	
(1)指導教育に関する事業	2,718,000	3,961,000	△ 1,243,000	
①講習会費	676,000	719,000	△ 43,000	★資質向上対策事業(協会)年4回
講師料	180,000	190,000	△ 10,000	6月・3月の総会日と4月・8月(予備日)
賃借料	150,000	150,000	0	の計4回 実施
旅費交通費	70,000	70,000	0	
通信運搬費	75,000	55,000	20,000	
印刷製本費	150,000	200,000	△ 50,000	★資料作成、製本他

費用弁償	40,000	40,000	0	★行政・薬剤師会・理事会他
記録費	1,000	2,000	△ 1,000	
雑費	10,000	12,000	△ 2,000	
②東京都委託講習会費	207,000	207,000	0	全業者(従事者含む)に案内
講師料	40,000	60,000	△ 20,000	★年1回実施
旅費交通費	10,000	10,000	0	
通信運搬費	40,000	40,000	0	★案内状送付等
印刷製本費	60,000	60,000	0	★資料作成、製本他
費用弁償	30,000	30,000	0	
記録費	2,000	2,000	0	
雑費	25,000	5,000	20,000	
③給料手当	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
給料	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
④賃借料	800,000	1,000,000	△ 200,000	
賃借料	800,000	1,000,000	△ 200,000	
⑤表彰費	35,000	35,000	0	★永年勤続者甲乙会員・優良配置業者
記念品費	10,000	10,000	0	★表彰記念品代 他
旅費交通費	5,000	5,000	0	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
印刷製本費	10,000	10,000	0	★薬事功労者関係推薦書類作成諸費
費用弁償費	5,000	5,000	0	
分担金	0	0	0	
(2)薬事知識普及啓発のための 事業費	90,000	90,000	0	
①都民への薬草勉強会費	0	0	0	
広告宣伝費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
費用弁償費	0	0	0	
記録費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
②都民、消費者への情報開 示費	90,000	90,000	0	★都民消費者への副作用情報、また
インターネット通信費	90,000	90,000	0	薬事学習への参加等呼びかけを行う
(3)薬事衛生事業への協力費	96,000	85,000	11,000	
①献血促進活動費	35,000	13,000	22,000	★10月/3月に新宿献血ルームで実施
旅費交通費	9,000	3,000	6,000	
通信運搬費	5,000	1,000	4,000	

費用弁償費	20,000	8,000	12,000	★促進運動お手伝い者へ
記録費	1,000	1,000	0	
②麻薬撲滅活動協力費	61,000	72,000	△ 11,000	★「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」参加
旅費交通費	20,000	20,000	0	都の麻薬覚せい剤乱用防止運動東京
通信運搬費	1,000	1,000	0	大会に参加
費用弁償費	40,000	40,000	0	
印刷製本費	0	10,000	△ 10,000	
記録費	0	1,000	△ 1,000	
(4)相談事業費	1,000	1,000	0	
①電話相談費	1,000	1,000	0	★都民、消費者等と、業者による相談
通信運搬費	1,000	1,000	0	★不回り薬箱引き取り相談
(5)支部活動事業費	0	60,000	△ 60,000	
①支部活動事業費	0	60,000	△ 60,000	★支部総会
東部支部			0	
西部支部			0	
多摩支部			0	
(6)情報収集及び刊行物発行費	64,800	64,800	0	
①機関紙発行費	64,800	64,800	0	★記念誌
費用弁償費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	64,800	64,800	0	
(7)上部団体会議費	86,000	86,000	0	
①全配協会会議費	15,000	15,000	0	★会長、副会長、専務参加
旅費交通費	5,000	5,000	0	(富山・東京)
費用弁償費	10,000	10,000	0	
会議費	0	0	0	
②関東ブロック会議費	71,000	71,000	0	★会長、副会長、専務、理事参加
旅費交通費	10,000	10,000	0	
通信運搬費	1,000	1,000	0	
費用弁償費	20,000	20,000	0	
会議費	40,000	40,000	0	
(8)代行事業費	10,000	0	10,000	
①通信運搬費	10,000	0	10,000	
(9)その他の事業	0	0	0	
①関東ブロック会議東京大会	0	0	0	
2-2.管理費支出合計	2,242,200	3,493,400	△ 1,251,200	
(1)費用弁償費	100,000	100,000	0	★各理事、役員理事報酬
				★職員給与(残業手当含む)
(2)給料手当	500,000	1,000,000	△ 500,000	全給料合計内 2/3 は指導教育に関する 事業費に転用

(3)厚生費	0	600,000	△ 600,000	★職員中退金掛金・社会保険料他
(4)全配協負担金	128,000	128,000	0	★上部団体
(5)関東ブロック会負担金	97,200	120,000	△ 22,800	〃
(6)新聞図書費	70,000	58,400	11,600	★業界紙広告料 他
(7)旅費交通費	270,000	270,000	0	★役員会交通費他(職員定期代含む)
(8)通信運搬費	150,000	150,000	0	★会員への通信費
(9)什器備品費	1,000	1,000	0	
(10)消耗品費	2,000	2,000	0	
(11)修繕費	1,000	1,000	0	
(12)印刷製本費	20,000	20,000	0	★総会資料作成他
(13)水道光熱費	150,000	150,000	0	
(14)賃借料	400,000	540,000	△ 140,000	★事務所、会議室、複合機 他 全賃借料合計 2/3 は指導教育に関する 事業費に転用
(15)手数料	200,000	200,000	0	★振り込手数料、他県・組合会費徴収 手当、税理士顧問料 12 万円等
(16)損害保険料	3,000	3,000	0	
(17)租税公課	70,000	70,000	0	★都民税
(18)雑費	80,000	80,000	0	★慶弔費他
事業活動支出計	5,308,000	7,841,200	△ 2,533,200	
事業活動収支差額	281,000	10,000	271,000	
II 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計				
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
III 予備費支出				
1. 予備費	281,000	10,000	271,000	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成31年度 納入会費等

項目		金額	納入時期
1.協会費（身分証1枚毎）	甲	22,000 円	当年度4月末を目処 に納入して下さい。
	乙	20,000 円	
2.全配協賦課金			
体質強化費	甲、乙共	500 円	
政治連盟費	甲、乙共	500 円	
資質向上対策費	甲、乙共	3,000 円	
合計（上記1.+2.）	甲	26,000 円	
	乙	24,000 円	

※ 全配協賦課金は、他の道府県にて納入している場合は必要ありません。

この場合は2.全配協賦課金を除く額、即ち1.協会費 となります。

※ 公益事業を円滑に遂行するためにも、会費等は期限内（4月末）に納入されますよう是非ご協力をお願いいたします。